

議会議案第2号

宇治市立学校の学校給食費の助成に関する条例を制定するに
ついて

地方自治法第112条及び宇治市議会会議規則第14条第1項の
規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月28日提出

提出者 宇治市議会議員 山 崎 匡

同 大 河 直 幸

同 谷 上 晴 彦

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

宇治市条例第 号

宇治市立学校の学校給食費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宇治市立学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに学校給食の質の維持向上を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 宇治市立学校 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校のうち、宇治市が設置する学校をいう。
- (3) 保護者 宇治市立学校に在籍する児童又は生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(助成額)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、保護者に対し、学校給食費の一人につき年額一万円を助成する。

(助成金の申請及び受領)

第4条 保護者は、学校給食費の助成金の申請及び受領を、別に定めるところにより、児童又は生徒が在籍する宇治市立学校の校長に委任するものとする。

(助成金の交付)

第5条 助成金は概算払によるものとし、その額は、助成金の交付を受けようとする年度の別に定める日に宇治市立学校に在籍する児童及び生徒の数に、別に定めるところにより算出した当該学校における児童及び生徒一人当たりの年間の学校給食費の額を乗じて得た額とする。

2 前条の規定により委任を受けた校長（以下「校長」という。）は、当該学校に在籍する児童及び生徒の数の増加等の理由により、前項の規定により受領した助成金が年度の途中で不足することが見込まれる場合は、同項の規定に準じ、概算払により追加して助成金の交付を受けることができるものとする。

（実績報告）

第6条 校長は、当該年度における学校給食費の額が確定したとき又は会計年度が終了したときは、助成金の実績に関し、市長に報告しなければならない。

（余剰金）

第7条 校長は、前条の規定による報告を行った場合において、第5条の規定により交付を受けた助成金に余剰が生じたときは、市長が指定する日までにその全部を市長に返納しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、校長に対し、学校給食費の助成に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。

（助成の特例）

第10条 第3条から前条までの規定にかかわらず、市長は、この条例の目的に照らし特別の理由があると認めるときは、保護者に対し、第3条の規定による助成の額に相当する額を超えない範囲内の額を支給することができる。

（委任）

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月分以降の学校給食費から適用し、令和 7 年 3 月分までの学校給食費については、なお従前の例による。

(提案理由)

宇治市立学校の学校給食費の助成に関し、条例を定める必要があるので提案するものであります。